

令和8年2月4日
青森市総務部危機管理課長

災害救助法に伴う住家の屋根雪下ろしの実施について

災害救助法に伴う住家の屋根雪下ろしを下記のとおり実施しますので、お知らせします。

日時

令和8年2月5日（木）

午前8時30分～9時00分に事業者（㈱PEK）現着後作業開始。昼頃までかかる予定。

※取材は、作業開始後30分程度でお願いします。

その他

- ・駐車スペースはありませんので、自社で確保いただくようお願いします。
- ・近隣のかたのご迷惑にならないようお願いします。
- ・居住者のかたへのインタビューの許可をいただいています。
- ・作業の妨げになりますので、事業者へのインタビューはお控えください。
- ・災害救助法にかかる作業を円滑に進めるため、今後、個別に撮影をご相談されても原則お受けできません。屋根雪下ろし実施の撮影を希望される場合は、今回撮影いただくようお願いします。

